

(郵送による運転及び更新可能期間の指定措置の流れ)

運転免許証更新対象者

以下の書類を運転免許センターに郵送してください。

【送付書類等】

- 更新手続（開始・継続）申請書
- 運転免許証の写し（表面・裏面）
- 返信用封筒
〔申請者の宛名を記載して、84円分の切手を貼ってください。〕

※ 注意事項

- 運転免許証裏面備考欄へ送付したシールを貼り付けなければ、運転及び更新可能期間の延長手続は完了しません。
- 必ず、運転免許証の更新可能期間までに運転免許センター又は、管轄警察署の窓口で更新手続を行ってください。
- ※ 運転及び更新可能期間を過ぎると運転することができません。

シールを受領
運転免許証裏面備考欄に貼付してください。

備考

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です。)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

特記欄： 《自筆署名》
 《署名年月日》 年 月 日

注意：運転免許証の裏面に、点線内にシールの裏面のテープを剥がしてから貼り付けてください。

運転免許センター

更新手続開始申請書の受理

更新の延長対象者であるかを確認した後、運転及び更新可能年月日等を記載したシールを作成します。

シール様式

氏名(免許証番号)

更新手続中

令和〇年〇月〇日まで運転及び更新可能

受付：令和〇年〇月〇日〇〇公安委員会

返信用封筒にシール及び案内文を同封し、返送します。